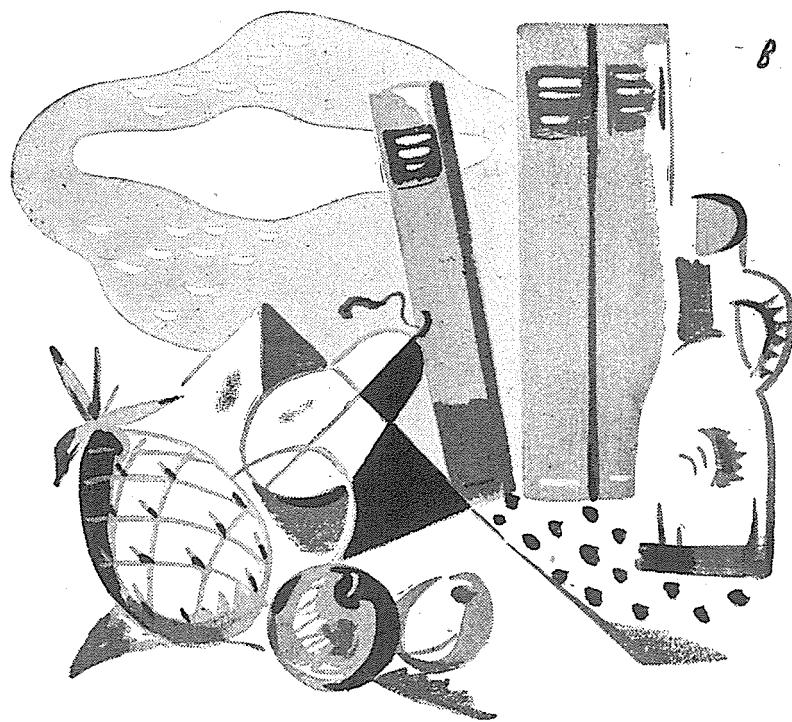


# 哥學學大西報

號八十六百第

月四年四十和昭



行發局報學學大西關

◎ 大阪市會議長中田守雄氏、同市會議員野田昭美氏、其外知名體験者各位の發起にて鮎川鑛泉會及會を組織せられたるに付舊つて御入會を請ふ。(會費不要)

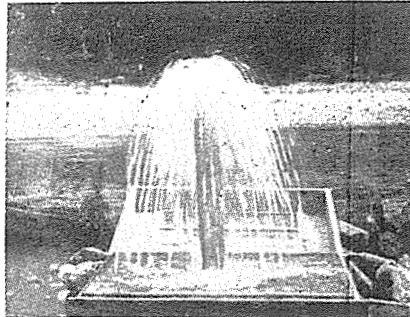
國策  
順應

侍醫 醫學博士 東大物  
療內科 醫學博士

溫泉協會理事 西川義方先生  
酒井谷平先生

御推獎・國寶的折紙付

鮎川鑛泉噴水の狀況



# 純粹 天然 鮎川 鑛泉

○ 天惠自然の配劑理想的高級飲料

○ 特効顯著・治癒體驗者禮狀山積

免許清涼飲料水

○ 適應症

(腎臟、糖尿、高血壓、胃腸、脊髓、關節炎、呼吸器、肝臟、膽石、心臟、神經痛、リュマチス、性病、皮膚病、婦人病、宿醉、その他火傷、切傷、水虫、顯疹等)

○ 鮎川溫泉地・内湯旅館完備(紀勢線朝來驛下車バスの便二十分)

大阪市天王寺區石ヶ辻町一〇一

向上體位

健康増進老衰防止!



溫泉興業株式會社  
鮎川鑛泉療法研究所  
電話天王寺⑩四六一八番

◎ 痘で治らぬ病患者、衰弱を嘆く人は速に鮎川鑛泉療養研究所へ相談せられよ。

## 目 次

時局と我が學園……神戸正雄（二）

保證發行限度の擴張と通貨膨脹

森川太郎（三）

新支那商標法と商標

岸本芳夫（六）

學 内 報（八）

卒業式—入學試験—人事異動—卒業進級成績優良者—がくほう抄

校 友（一〇）

大連支部—千里山十期會—會員消息

昭和十四年卒業生氏名（四）



時局と我が學園  
神戸正雄

學博士

神戸正雄

我が學園にありては、常に、學術の教授、研究にのみ力を用ひず、人格の陶冶、國家思想の涵養に、即ち精神的、道徳的方面にも心掛けて居るのであるが、私は今日の時局下にては、一層、此點に意を用ひたいと思ふ。

一昨年七月七日の事變發生以來、茲に一年九箇月、戰は我方の有利に展開し、東亞の制海權と制空權とは完全に我手に歸し、支那本土に於ける要衝は殆んど凡べて我軍の抑ゆる所となり、蔣介石軍は益々後退を餘儀なくせられ、隨ふて蔣政權は最早單なる一地方政權となつてしまつた譯で、當り前ならば雄和にならなくてはならぬ筈である。然るに彼は其洪大無邊の攻むるに難き奥地と、露、英、佛等の物質的援助とを頼んで、飽迄も長期抗戰を叫んで居る。それで我方としては東亞の安定、新秩序の建設の爲めに何としても堅忍持久、長期應戰の態度を續けなくてはならず、其爲めには今後、莫大なる資材を投じなければならぬ。

時局を乘かる爲めには、我國家は九十四億の巨額にも上ぼる十四年度豫算を遂行することになり、此外に之に伴ふ生産力擴充の遂行が必要であり、年に少くとも百億圓貯蓄を目指として進まなくてはならぬとし、他方、對外關係にしては軍需品の原料として外國から絶対に供給されなくてならぬものがあり、少くとも其を償ふだけ平和消費資料の輸入を減じ、又は輸出を増加しなくてはならぬの必要を有つ。

斯かる事情の下に、消費者階級たる學生の國家に對する第一義務としては節約でなければならぬ。日常の衣食も、保健に支障なきだけにては出来るだけ質素にし、まして保健上に害となるやうな飲食は一切遠慮すべきである。學用品たる筆墨紙等につきても一段と節制しなければならぬとする。

一朝召集の命が下つたときは、欣然として其任務に就くは勿論の事、未應召中の學生とても、平生、身心の鍛錬に力を用ひなくてはならない。彼等の多くのものは、纏がて軍務に就くべきものだから、身體を強健にし、勤勞に堪へ、困苦缺乏に堪へるやうにして置かなければならぬ。さもなければ折角の時に用に立たないやうになつてしまふ。精神上には特に團體的行動の出來る訓練を爲し、敢へて易きを求めず、進んで難きを引受けける氣概を養ふこととも肝要である。

それで時局下の學園としては、緊張した氣分を以て學生諸子を指導したく、單に學問智識の注入にのみ力を用ひず、教練や、集團勤勞作業にも一層力を入れたいのである。學生各個としても、生活の簡素化に一段と氣を附けらることを希望して已まないものである。



教授 森 川 太 郎

## 保證發行限度の擴張と通貨膨脹

—

去る第七十四議會に於て日本銀行、臺灣銀行、朝鮮

銀行の兌換銀行券保證發行限度の擴張に関する法律案が提出せられ、近く公布實施せられる運びとなつてゐる。

これに依ると日本銀行の保證發行限度は十七億から五億圓増して二十二億圓となり、臺灣銀行の夫は五千萬圓から八千萬圓に、朝鮮銀行の夫は一億圓から一億六千萬圓に各々擴張せられることになる。これ等保證發行限度の擴張を規定してゐる法律は、何れも支那事變終了後一年内に廢止せられることとなつて居り、斯くの如き措置が臨時的性質のものたることを示してはあるが、過去數次に亘る保證發行限度擴張の跡を辿ると聊か感慨なきを得ない。

即ち日本銀行の保證發行限度は明治三十二年以來全く一億二千萬圓であつたのが、滿洲事變の翌年昭和七年の七月に一躍十億圓に擴張せられ、次いで昨年四月に十七億圓まで増加せしめられたのが、更に今回の擴張となつたのである。又臺灣銀行及び朝鮮銀行の保證發行限度は、大正七年以來二千萬圓と五千萬圓とに定められてゐたのが、昭和十二年九月から五千萬圓と一億圓とに引上げられ、一年半餘りにして又今次の擴張となつたものである。近年に於ける我國の經濟的發展

の急調もさることながら、通貨供給機構としての保證發行限度擴大の速度も亦、相當忙しきものあることを否定し難いであらう。

云ふまでもなく今回も保證發行限度の引上げは、最近我國に於ける銀行券發行高膨脹の勢が極めて顯著にして、上に見たる屢次に限度擴張を以てしても尙、通貨供給操作に若干の窮屈さを免れ得なかつたが爲めである。試みに日本銀行の發行狀態に就きて昨年末來の推移を見るに、十二月十六日に於て發行高二十二億一千八百萬圓に達し、早くも限外發行一千七百萬圓（正貨準備高五億一百萬圓及び保證發行限度十七億圓を超過する部分）を出したが、十二月三十日には遂に發行

高二十八億五千九百萬圓（限外發行六億五千八百萬圓）の最高額を記録した。爾後收縮の過程は順調に運び本年一月十一日までは六億六千七百萬圓を減じて、限外發行も消滅したとは云へ、此間限外發行の繼續期間は二十六日間に及んでゐる。而も月中平均發行高は昨年十二月が二十三億三千五百萬圓、本年一月が二十二億九千六百萬圓、同二月が二十二億三千四百萬圓となることとなる。

然るに斯くの如く月中平均的に限外發行が出現してゐることは、限外發行其ものゝ意義を没却し去るに等

しい。蓋し我國銀行制度の建前に於ては、保證發行限度内の供給を以て平日に於ける通貨供給に充分なるものとし、此限度以上に上の所謂限外發行は、經濟界の異常事態に應ずる臨時應急的な發行とせらるゝが故である、即ち限外發行は經濟界の過大膨脹を報ずる危険信號であり、これが出現を見ても中央銀行は直ちに通貨收縮政策をとらなければならぬ筈のものである。然るに最近に於ける我國の通貨發行狀況は、上記の如く限外發行を殆ど常態化するに至つて居り、而も近き將來此通貨膨脹の勢が俄かに反対の方向に一轉する見透しは立てられ難い。依つて當分の百二十二、三億圓程度の發行高を以て日本銀行の平常的發行と見、金準備增加の期待し難き事情をも考慮に加へて、限外發行に危險信號たる本來の意味を有せしめんとすれば、保證發行限度の擴張は當然の歸結である。即ち發行高の季節的增加に應じ得る爲め平常四、五億圓程度の發行餘力を保たしめ置くべく、今回保證發行限度五億圓の擴張が行はるゝに至つた所以である。

—

さて今次保證發行限度の擴張が行はるゝに至りし理由は凡そ以上の如くであるとして、茲に看過し得ざる事實は近年我國に於ける著しき通貨膨脹の趨勢である。此事實は既に近年頻々たる保證發行限度の引上げが反面にこれを物語つて居り、更に昨年末來の膨脹を示す若干の數字は上にも引用したが、尙年次的趨勢を明かならしめる爲めに、左に最近五ヶ年間の日本銀行發行高の推移を示す一表を用意した。依つて見るに日本銀

行の發行高は過去五ヶ年間に、年中平均に於て約十一億七千九百萬圓から約十九億二千萬圓に、年末發行高に於て約十六億三千七百萬圓から約二十七億五千五百萬圓に急膨脹してゐる。臺灣、朝鮮兩銀行の發行高も勿論著増してゐるが、我國に於ける通貨膨脹の大勢はこれを以て凡そ推知し得るであらう。(單位千圓)。

### 日本銀行券發行及流通高

年 中 平 均

年 末 現 在

發行高  
準備・臺銀發行  
差引流通高

發行高  
準備・臺銀發行  
差引流通高

昭和九年	一、二六、五六	一、三九、零九
一〇年	一、四七、五五	一、二六、九九
一一年	一、五〇、四六	一、三九、三〇
一二年	一、五九、四六	一、三九、〇九
一三年	一、九九、九四	二六、九四
一四年		一、五〇、一〇

昭和九年	一、二六、五六	一、三九、零九
一〇年	一、四七、五五	一、二六、九九
一一年	一、五〇、四六	一、三九、三〇
一二年	一、五九、四六	一、三九、〇九
一三年	一、九九、九四	二六、九四
一四年		一、五〇、一〇

尤も斯くの如き日本銀行發行高の著しき増加に關しては、次の如き事情も斟酌せられなければならない。即ち發行高の増加が、直ちに其まゝ我國內に於ける日本銀行券流通高の増加を示すのではないかと云ふ事情これである。其故は發行せられたる日本銀行券の若干は他の發行銀行即ち臺灣、朝鮮兩銀行の發行準備に充當せられつゝあるからである。兩銀行の中朝鮮銀行は以前より日本銀行券を金と相並んで正貨準備の一部に充當してゐたが、現在では正貨準備たるべきものが凡て日本銀行券となつてゐる。これは昭和十二年八月金準備再評價、金資金會計の設定と共に、臺灣銀行法、朝鮮銀行法にも改正が加へられて、兩行の保有金は悉く日本銀行に集中せられ、兩行はそれに代へて日本銀行券を正貨準備に充てることとなつた結果である。臺灣

銀行が日本銀行券を發行準備となしたのは此時以來であつて、これ等の事情に依つて昭和十二年末以後、他銀行の發行準備とせられる日本銀行券の高は著増した。従つて此高を發行高より控除した残りが國內に於ける或程度の通貨膨脹は何人もこれを止むを得ずとするであらう。經濟機構の發展、生產、取引量の増大と共に通貨の流通量も従つて増加すべきことは、凡そ推量せらる得るところである。我國の現状に於て、通貨の膨脹、其ことを不健全なりとする論者は恐らくあるまい。依つて問題は自ら膨脹の程度如何と云ふことになる。今

日の程度に於ける通貨の膨脹が、既に健全狀態の域を逸脱せるにあらざるや否や人々の關心は事ら此一點にかゝるであらう。

通貨の膨脹を其程度に依りて、健全なるそれと否とを判別せんが爲めには、先づこれを照合して判定すべき何等かの客觀的規準が求められるであらう。而して從來其實用的な規準として取り上げられしものは實は發行制度の定むる一定の制限であつた。即ち發行高の増加が法定の保證發行限度内に止まる間は、大體に於て通貨膨脹の虞れなしとせられ、此限度を超えて限外發行を見る場合其處に危險信號出づと見られたると、既に一言せる如くである。此規準に依れば保證發行限度内の膨脹は概して健全にして、限外發行に及ぶ膨脹は不健全なりと云ふことになるであらう。

しかしこれ等三つの事情を適宜に斟酌するとしても近年我國に於ける顯著なる通貨膨脹の趨勢は依然として否定し難き事實である。

茲に於て必然問題となるは、斯かる著しき通貨膨脹の貨狀態を判斷する上には適用するを得ない。蓋し我發行制度の現状に於ては、保證發行限度其ものが頻々と更改せられ、此制度上の限度に依つて現實の發行が規約せらるると云ふよりも、寧ろ現實の發行状態に追隨して保證發行限度が擴張せられ行く趣向を示してゐるが故である。五億圓の保證限度擴張に依つて限外發行が

### 三

消滅する時等しく發行高二十三億圓の通貨状態が俄かに健全性を回復せりとは、何人も考へないであらう。殊に我國の發行制度に於ては假りに保證發行限度が不變なる場合に在つても、限外發行の有無を以て直ちに全體としての發行高の多寡を推し測り得ないことがある。即ち保證發行限度が一定であつても正貨準備發行高が變化し得るからであつて、例へば二十五億圓の發行高は、正貨準備八億圓、保證發行限度十七億圓なる時未だ限外發行を生ぜざるも、正貨準備五億圓に減少すれば忽ち三億圓の限外發行を出だす結果となる。

事實問題として我日本銀行の正貨準備高は、金準備再評價以來八億一百萬圓に固定せられたが、昨年七月其中より三億圓を現遂して外國為替基金を設定せる爲め、以來五億一百萬圓に減じ、それだけ保證發行限度内に於ける日本銀行の發行力を減殺せしこととなつてゐる。而して此關係も亦今向の保證發行限度擴張の一理由に取入れられたのである。

いづれにしても限外發行の出現と否とは特に我國の現在に於て、通貨状態の健全、不健全を判定する規準とはならない。従つて又保證發行限度の新擴張に依り今後當分の間人々は限外發行の危險信號から免れ得るであらうけれども、其事は現在の通貨膨脹に健全性の保證を與へしものでは決してないのである。

世界大戰後獨、塊、露等の諸國に於て國民の經濟生活を覆没し去つた紙幣の大洪水が、我國にも今に捲き起されるのではないかとの危惧を以て、人々は通貨の膨脹を懲戒し、其對策を論議しつゝ今日に及んでゐる。而して斯かる懸念は全然散なきにあらず、其根因は周知の如く年々巨額に上る公債の日本銀行引受けに在る。殊に支那事變發生後は此日本銀行引受けによる公債の發行高が、年四、五十億圓の程度にも及ぶる。即ち下の表に見らるゝ如く昭和九年末には六億四千七百萬圓程度なりしものが、昭和十二年末には十一億二千六百萬圓、昨年末には十八億四千一百萬圓に著増してゐるのである。然らば斯くの如き日本銀行公債保有高の増加は、果して論者の云ふが如く不健全なる通貨膨脹の憂ふべき證左たるであらうか。

此點を詳しく吟味する爲めには可成り多くの論點に觸れなければならぬ。しかし差當つては公債保有高の質に於て異らない。従つて若し公債引受けを通じて日本銀行の造出する通貨が、其まよ常に流通界に堆積し行くものとすれば、我國には今日を俟たずして甚大なる紙幣インフレーションが生じて居たであらう。しかしながらに於てはそれは恰も政府に於ける不換紙幣の增發と實質に於て異らない。従つて若し公債引受けを通じて日本銀行の造出する通貨が、其まよ常に流通界に堆積し行くものとすれば、我國には今日を俟たずして甚大なる紙幣インフレーションが生じて居たであらう。しかし

實際には政府の撒布する資金が金融市場を通じて日本銀行保有公債の買入に向ひ、所謂公債消化が比較的順調に行はれた爲めに、所謂惡性インフレの禍害を惹起しなかつたのである。故に此關係を通じ見れば公債消化の停頓は、即ち憂ふべき通貨膨脹の兆候を示現すとも云ひ得られるであらう。

云ふまでもなく市場に消化せられざりし公債は、日本銀行の保有に残る。依つて說を爲す者曰く、日本銀行公債保有高の増加は我國に於けるインフレーション進行の度合を示すものであり、公債保有高の増加に對應する發行高の増加は云はゞ政府の債務を引當てとす

少しく誇張して云へば我國經濟界は、昭和七年以來絶えず惡性インフレーションの夢魘に襲はれ續けた。

#### 四

## 日本銀行勘定に於ける通貨供給關係の項目

自ら別に論ぜらるべき問題をなすであらう

新興經濟學への道

勿論以上の如く論證し來つても問題は依然として残る。即ち現在の程度に於ける我國通貨の膨脹が果して健全と云はれ得るや否やである。而して此問題は既に觸れし如く結局、我國に於ける全體としての經濟活動の發展程度と照合して判定せらるべきである。それが爲めには産業規模の擴大、生産量及び雇用量、雇傭量の増大、國民所得の增加、物價水準等が更に精細に検討せられねばならない。固よ等多岐に亘る論議は、茲に限られたる紙幅に於ては爲され得るところではない。今は唯如上の簡單述に依つて、問題への一層正確なる接近が達せることを庶幾する。

烏書家段二十

大阪市難波前驛御堂筋東入

—  
—  
—

ンがミュラーなどを稱揚して  
したとは考へ難い。現にゴツ  
金子弘氏によつて立派に邦譯  
ユトケ兩氏の一獨逸經濟學の  
達に教へて遺憾がない。この  
に立つ數氏の協力によるフイ  
等に關する獨立の研究を始め  
の諸傾向」に至る十一の論文  
目的からも或は學說史的興味  
作の一つであらう。

ゐることが看取せられる(割引手形中には所謂特融開票關係の別口手形を含んでゐるが、通貨供給の關係を見る上から夫を區別する必要はない)。要するに近年日本銀行に依る通貨の附加的供給は、殆ど専ら政府公債を準備として行はれてゐるのである。故に若し我經濟界の近状より推して或程度の通貨増發を必至なりとすれば、其増發が公債準備に依つて行はれたることを以て、直ちに通貨狀態の不健全なる證左乃至惡性インフレ進行の兆候なりとなすには當らない。政府公債が發行準備の物件として適當なりや否やは、

A detailed botanical line drawing of a flowering plant, possibly a species of Begonia. It features a central cluster of flowers with five petals each, surrounded by numerous small, rounded bracts or leaves. The drawing is rendered in black and white with fine lines and cross-hatching.

一四·四·四

近頃、わが國の有力なる經濟學者のなかで、わが國民經濟にふさわしい所謂日本經濟學の樹立を叫ぶ人達が多くなつて來た。これを一言に「時局の影響」だと片附ける見方は私の信ずるところでない。わが國經濟の特質をあらゆる角度から觀察すると、誰人もこれまでの萬民的の市場理論や統制理論で説き得ない或物の殘されてゐることに氣附くに違ひない。ひとは直ちにこれを外經濟的のものであるとなして排斥するかも知れないが、兎も角さういつたやうなものを採りあげてみると新經濟學建設の一つの方法だといへよう。更に、同じやうな學問運動がナチス獨逸にも盛んに行はれてゐることを見逃してはならないし、これはまた直接間接にわが新聞間の建設に刺激となり、見本理論ともな



# 新支那商標法と商標

校友 岸本芳夫

る見込である、一説に「五月中に公布になれば八月中に實施されねばならない、だが支那人が八月の暑いさかりに忙しい日をすることはまつびら御免と来て、公布は早くても七月で實施は十月だよ」と、之も彼の地の人情・習慣に立脚した中々にうがち得た見方で或はそうなるかも知れない。

## 内容

は詳にしないが日本及満洲兩帝國商標法を折衷したもので、現に南京政府登録商標で效力を有する商標は新法實施後六ヶ月以内に再出願すれば大體許可される、再登録料は拾圓、その存續期間は舊南京政府商標法により残存期間が十年以上のものは拾年、殘存期間が十年以下のものはその殘存期間である。出願

の事實が判明せずして、漸く去月中旬その事實を確めたのであるが、該商標法は直に然るべき筋よりの交渉により廃止され一旦受理せられた願書は却下された筈である。

我當局指導の下に起草中なりし草案も、いよいよ完成したことを耳にしたので、本年二月渡支の上調査し、その輪廓だけ明にし得たのである、その折、大陸の人々の趣味、嗜好等も些か調査して來たので御参考の爲に調査の結果を草した。

**北支臨時政府** は昨年春南京政府の商標法を取りあへず踏襲する旨を發表し商標登録出願の受附を始めたが、我朝鮮よりその妥當ならざるを指摘され同月秋に至りその不合理を認めるや直に右告示を取消し、一旦受理した願書を却下すると同時に鋭意新商標法の制定に着手したのである。

**新商標法の施行地域** は北支臨時政府當局も非常にこれを急ぎ、自分が北京に赴いた際にも「取引界の秩序保持・不正競争防止のためにも將又支那政府の權威のためにも最早遷延を許さない」とのことと四月中には公布されさうであったが、出來上つてゐる草案も未だ我が興亞院に正式に承認を求めて來て居ないなどより判断して早くも五月中と想像される。

**指定商品の類別** は日本及満洲國商標法と同一であつて、出願公告制が採用せられて居ることは我商標法と同一であり満洲國商標法と相違する、異議申立て紙料は五圓、異議參加申請印紙料は參圓、そして出願及審判は二審判制が採用されるのである、こゝで注意を要するのは舊南京政府および現満洲國商標法が最先使用者登録主義をとるので對し新商標法は最先出願者登録主義によることである。つまり

**最先使用者登録主義** は同じ出願が二つ以上出た場合その商標を最も早く使用したものに権利を認めるのであるが、後者は登録出願第一主義によるものであるから、新法實施後は速にその手續をせねば面倒なことが起り得る場合なしとせないのである。次に注意すべきは出願手續は支那に住所又は營業所を持たないものは必ず支那政府の公認した辨理士を通じてすべきで

**中支維新政府** も北支臨時政府に倣つて昨年七月南京政府の商標法を暫定的に認めることとし、更に昨年冬獨自の新商標法を公布して商標登録出願の受附を開始したのである。しかし維新政府新商標法公布の事實は自分が渡支中北京の〇〇部隊特務部に於いて初めて耳にしたことと、並に昨年末我當局より支那新商標法制定に關し維新政府の意向調査に赴いたときにもそ

**實施時期** は公布日から三ヶ月後で、即ち公布後三ヶ月後に商標登録出願書類が受理されるのである、だから公布は早くも五月中故實施は早くも八月中とな

萬一日内地から直接支那商標局に出願すれば願書は不受理となり先願が後願となつたりすることである、そして商標を完全に保護するには商標主要部の登録のみで足るか、聯合商標もとらねばならないか、また全形登録の必要がないか、乃至は着色限定登録の必要の有無など法律的技術的に慎重に研究せねばならないのは勿論でいよいよとなつてあわてない様に今から準備して置く方がよからう。

最近交通機關がとみに發達し世界が著しく縮少されるにつれ各國民の趣味・嗜好が漸進的ながら接近し、漸次國際化せんとする傾向あるは見逃せない。しかし一國民の趣味・嗜好・風俗・習慣は地理的・社會的・宗教的に相當根強さのあるもので、殊に古い歴史を有する支那の一般民衆は甚だ保守的で古く馴染のあるものを喜ぶ傾向が強い、支那民衆はあらゆる事物を信仰的に善惡・吉凶・禍福に關聯させ綠喜を擔ぐことは事新しく斷はるまでもない。そして新規なものには親しまない、從つて初めての商標は中々信用せず馴染みのない商標を附した商品は容易に買はない、乍併一旦信し親しみの生じた商標は永久に愛好しその商品の常得意となる。また永年に涉り使用せられた商標は「老牌」といつてこれを絶對的に尊重する氣風があるので近く來るべき支那新商標法公布を前にし關係當業者は支那市場に於いて確實なる販路を開拓せんとするには彼の地の人情・風俗・習慣及び好んで扱合したもののが少く共それ等に牴觸しない文字・圖形・記號及着色を商標として選定し一旦選擇した以上はその使用は永年に涉るべきである、商標撰定上次のことは是非知つて置かねばならぬ。

### 圖形

龍は全能・高貴を象徴するものとして喜ばれ鳳凰及孔雀も靈鳥として愛される。しかしこれ等のものを履物等に使用することは彼等の習慣に反するか

ら、商標の選擇と商品ならびにその用途との關係は十 分研究を要する。

蝠（蝙蝠）は福と音が通るためにその圖形は福の字と共に盛んに商標に使用せられる、鹿は祿に通じ鶴や麒麟は高貴を意味し、獅子は剛毅の意を表はすため其の他猿・牛・馬・象・虎・猩々・駒駝・羊・山羊・牡雞・雁・錦雞・鸕鷀・鳩・蜂・蝶・鯉・支那金魚・眼の飛び出たもの等も愛好されるのである。

龜は古來「千鶴萬龜」と稱して龜そのものは嫌はないが、龜に似て居る鼈は「王八」と稱し音が「忘八」と同様なため仁・義・禮・智・信等の八德を忘れるものとして極端に嫌はれる、その結果鼈に似た龜の圖は絕對に避くべきである、蛇は人類の敵と云はれてゐる、

殊に化粧品等婦人に関聯あるものには絶對禁物である其の他狐・鷄・蝦・蟹・蛇・蠍・犬・猫・鳥・梟・燕・豚・兔・猪は好まない。植物中牡丹は最も喜ばれるもので、花の咲きたるは富を表はし薔薇のものは官位の貴

さを表はすものとされ、桃は長壽の靈藥として珍重し柘榴は實が多いから子孫繁榮の意味で歓迎される。梅菊・竹・蘭を四君子と呼びて好む、其の他柏樹・水仙

靈芝・桂花および蓮も好むものである。

樹木では楓・桐・柳は好まない、しかし梧桐は鳳凰に配したる場合のみ喜ばれる。

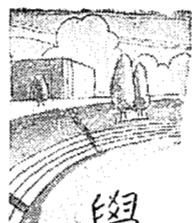
文字は、福祿壽・富貴・遠年長久・仁・義・禮・智・信・等は好まれる。

文字は表はすものとされ、桃は長壽の靈藥として珍重し

柘榴は實が多いから子孫繁榮の意味で歓迎される。梅菊・竹・蘭を四君子と呼びて好む、其の他柏樹・水仙

靈芝・桂花および蓮も好むものである。紅・赤・藍・綠も吉の意味で用ひられるから已むなく白色を用ふる場合には光澤を附けるとか又地模様を附けるに越したことではない。黒も同様である。だから我國で大黒の圖形及文字は目出度ものとされるが彼の地では暗黒を意味し不吉とされる。濫色も亦嫌悪し排斥する。

支那人は一般に混色を好まない。間色は不純なものとするやうである。彼等は我々が優美高尚とするものより我々が濃厚華麗と感ずるものと好むから我々が見て派手過ぎると感ずる程度のものが彼等の嗜好に投じ趣味に合致するのである。



# 學內報

## 卒業證書授與式

本學卒業式は三月二十日、學部第十五回は午後二時より千里山學金城德館に於て、また専門部第一部第七回、同第二部第五十一回卒業式は、同日午前十時より天六學舍講堂に於て舉行された。

國歌合唱、證書授與ありて後、神戸學長の新卒業生に對する處世の道を訓諭さるゝところあり、尙専門部にありては正井部長の告辭あり、文部大臣、大阪府知事、大阪市長、校友總代権本信雄氏、ならびに學士會理事長の祝辭ありて、次に卒業生總代の答辭あり、學歌齊唱して閉式した。

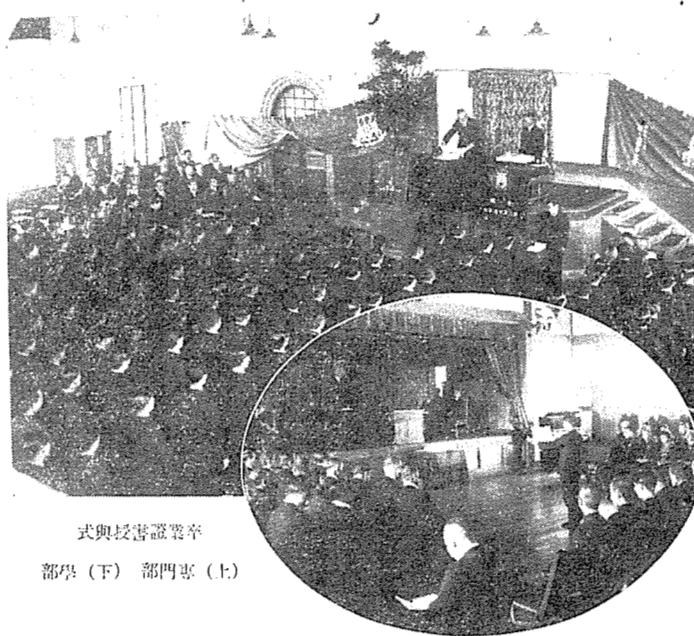
因に當日證書授與されたる數は左の通りである。

經商學部	法文學部	法律科	一〇九名
		政治科	一五名
		哲學科	六名

法文學部  
法律科  
政治科  
哲學科

一三一名

一〇九名



式與授證書卒業部學（下）専門部（上）

經濟科	五六名	商業科	五三名
專門部第一部	四一名	經濟科	二二七名
法律科	四五名	經濟科	二二一名
商業科	一五五名		
專門部第二部	二六八名		
法律科	二六八名	經濟科	五四五名
商業科	二三名	經濟科	六一名
英語科	二三名	國漢科	一三名
豫科修了者	三九名	豫科修了者	一七二名
第一豫科	三九名	第二豫科	一三三名

## 入學試験施行

本學各部入學試験は左記日程を以て施行された。

大學部 四月四日

第二大學豫科 四月八・九日

第一大學豫科 四月八・九日

専門部第一部 四月六・七日

同 第二部 四月三日

同 天六學舍

千里山學舍

## 人事異動

四月一日附

法文學部長ヲ命ス	教授	中谷敬壽
經商學部長ヲ命ス	教授	加藤金次郎
任期滿了ニ付經商學	法文學部長	木村健助
部長ヲ解ク	教授	本莊鐵次郎
任期滿了ニ付法文學	教員	福島四郎
部長ヲ解ク	教員	谷口知平
依願解職	授業	大山彥一
同	授業	本莊鐵次郎
講師嘱任	（學部・専門部）	福島四郎
（學部・専門部）	授業	本莊鐵次郎
（學部・専門部）	授業	角田文雄
（學部・専門部）	授業	長濱政壽
（學部・専門部）	授業	山村克巳
（學部・専門部）	授業	村田數之亮
（學部・専門部）	授業	安井源雄
（學部・専門部）	授業	山本美越乃
同 講師	授業	
依願解職	授業	

昭和十四年三月卒業及豫科修了  
成績優良並に佳良賞受領者

進級成績優等賞狀授與者

(○印特待生)

専門部第一部

〔法二〕 ○野瀬 一 門谷 譲郎 山本 市郎

〔法二〕 李 海煥

〔商二〕 ○南 富雄

吉武喜久雄 長谷川隆吉

専門部第二部

〔法二〕 中島 義信

寺田英治郎 懸一裕

〔商二〕 ○森井 四郎 ○中村 秀雄

山本 稔

西村 実治

鈴木 繁造 横原 富雄

國二

〔經二〕 早水 幸一

〔商二〕 姜千文

〔國二〕 ○村内 英一 ○中牧 忠一

大塚順三郎

吉澤 義竹 若野 定利

田中 勝次

中島登喜男

第一大學豫科特待生

〔英二〕 ○能世 元由

原田 勝

大塚順三郎

吉澤 義竹 若野 定利

田中 勝次

中島登喜男

第一大學豫科特待生

入田 順雄

がくほうう抄

漫い、聰明なインキです  
書きえのするインキです

用筆年万

キンイ  
—ナグワ

第一大學豫科特待生

第三學年 本多 四郎

第二學年 高梨 茂

第一大學豫科特待生

入田 順雄

第一大學豫科特待生

&lt;p

# 校

友

× ×

戰線だより

生徒主事

可野敬四郎

當役員を改選して左の諸君當選す

河内 兼三君 澤 小一君 田中 巧君

北川壹八郎君 永井 芳一君

尙文會事務所を左の所に移す

大阪市北區曾根崎新地六三

辯護士 河内 兼三方

電話北六七七三番

尙又總會席上全員の熱意により

「十期會十日會」を結成し毎月十日午後六時より八

時半までの間心齋橋ドンバル喫茶店（丸善書店南隣）

を俱樂部として會合し各自閑暇のあるものは當成るべく參集しあるに智識の交換、相互向上、利用の一端に資することにした

十期會員は誰でも任意に豫定の時間に行けば誰かに會つて愉快に談合が出来るのである。奮つて毎月でも半愈々討入に進軍と御興をあげて、學歌を高唱しそば屋の二階を降る。

（出席者）高瀬直一、飯田昇、木村儀八、宝田宇太郎、秀島企治、岩本謙三郎、加來茂彦、萩原博、早川源四郎、結城丙太、三宅美琴、井上欣助、佐藤丈夫、平井三朗

## 千里山十期會

田村 浅一君（明治四四法） 山口縣教育會館（山口市後河原町電車口三八三）に勤務、住所は山口市湯田町中道六六三に移轉、このほど其心境を詩に依せて披露せられた

昭一〇專國後藤速雄

昭和十三年十二月、於共同ビル千里山十期會秋季總會を開催、會するもの三十名、種々懇談の後出征學友二十有六名に對し慰問狀を發送、各自署名して遙かに其の武運長久を祈つた。

猶有故人忘不得 情親三十五年間

宿客於阪神間者三十五年矣昨秋歸鄉

會を開催、會するもの三十名、種々懇談の後出征學友二十有六名に對し慰問狀を發送、各自署名して遙かに其の武運長久を祈つた。

ト居湯田近獲賦懷一首

甲山龜日夢鄉關 今夕鄉關憶甲山

（前畳）我が皇軍は全支那にわたり、破竹の勢で月に日に殘敵を殲滅して居ります。皇軍の前には光ありで一般民衆も今や皇軍を一途にたよりとしてゐる次第であります。長期戦でもあり、大いに頑張ります、最後

谷口新太郎君(昭三 大政) 警部補に任せられ、大阪府

特高課より中本署へ轉勤

西村勇次郎君(大五 専經) 警部補、新町署より大阪府  
警務課へ轉勤

宇喜多景家君(大八 專法) 兵庫縣總務部地方課に勤務  
堺 熊治君(大九 專法) 住所は神戸市須磨區前池町  
二丁目一五ノ三

中谷五一郎君(大一〇 專法) 警部に任せられ、島之内署  
東條 武夫君(大一専商) 鹿児島銀行指宿支店長より  
全出水支店長(鹿児島縣出水郡出水町)に轉任

白井 稔治君(大二専經) 名古屋鐵道局を辭し、北京  
鐵路總局に勤務、住所は北京東城總布胡同、木本

虎一方

中山 幸市君(大三専商) 日華貿易産業會社專務、北  
支經濟觀察に赴き北京に支店を開設、徐州、濟南  
青島を経て歸社、四月下旬には中支方面主要都市  
視察に赴かれる

壺田 論夫君(大四専商) 堺市立實業補習學校長より  
貝塚町立實業學校長に轉任

柴田 外記馬君(大四専法) 武田長兵衛商店本工場(東  
淀川區十三西之町四ノ五四)に勤務、住所は三島  
郡吹田町三〇七

赤木 元市君(大一四専法) 警部、朝鮮慶尚南道固城營  
察署長として在勤

大原 賀可君(大一五専法) 步兵第八聯隊付中尉として  
在勤

山川 兵一君(大五專法) 警部補、川口署より今宮署  
へ轉勤

◆

藤本榮治郎君(昭五 大法) 天津特別市公署教育局勤務  
にして、天津滙文中學校派遣教官を兼任、住所は  
天津市河北黃緯路一七號清風寮

◆

(前略) 血腥戰線に早や一年有八ヶ月、一昨夏應召  
聖戰の旗の下、見渡す限り溝しなき北支の野、赤き高  
梁の穗波を分け、心身凍る大黃河渡河戰より各地に轉  
戰、敵を急追又急追、其の止まる處を知らず、日下中  
支の〇〇に元氣奮闘を續けて居り、執拗なる殘敵の蠢  
動に緊張の日々を送り居り候、昨日學報入手致し、  
先輩友誼兄中、幾多の戦歿者を出し、忠靈塔建立の  
義有之由、誠に結構なる御金、後ればせ乍ら小生のせ  
めてもの心遣りと甚だ僅少には候へども御送金申上げ  
候間建立基金の一助とも相成り候へば幸甚と存じ候  
(後略)

に中支戰線より各位の御健勝を切に御祈りします。

専二法二阿部信義

德野 正君(昭三 專商) 宮本商會 港區魁町五ノ五  
に勤務、住所は住吉區西今川町四ノ五〇

松田 一大君(昭三 專商) 住所は住吉區天王寺町三三  
六〇(電天王寺三四三六)

赤松德治郎君(昭四 專法) 廣島鐵道局に勤務、住所は  
廣島市三篠本町三ノ一四五八

諫山 征二君(昭四 專法) 八幡製鐵所を辭し、桃中鑛  
業所(南京赤壁路一二、華中鐵鑛公司氣付)に勤務  
り雨續きて、〇〇江の水も多くなり「水と兵隊」と申し  
たい生活を送つて居ます、大陸に來て支那人の姿、心  
理を幾分つかむ事が出来ると共に、日本人の短所をも  
深く味はされました。明日知れぬ生命ですが餘裕綽々  
として一日を元氣に過して居ます、今後は一層緊張し  
て銃後皆様の期待に逆かざる様努力致す覺悟で居ま  
す(後略)

◆

中支派遣軍片村部隊氣付志賀部隊作田隊  
専二法一渡邊一男  
(前略) 血腥戰線に早や一年有八ヶ月、一昨夏應召  
聖戰の旗の下、見渡す限り溝しなき北支の野、赤き高  
梁の穗波を分け、心身凍る大黃河渡河戰より各地に轉  
戰、敵を急追又急追、其の止まる處を知らず、日下中  
支の〇〇に元氣奮闘を續けて居り、執拗なる殘敵の蠢  
動に緊張の日々を送り居り候、昨日學報入手致し、  
先輩友誼兄中、幾多の戦歿者を出し、忠靈塔建立の  
義有之由、誠に結構なる御金、後ればせ乍ら小生のせ  
めてもの心遣りと甚だ僅少には候へども御送金申上げ  
候間建立基金の一助とも相成り候へば幸甚と存じ候  
(後略)

◆

北支派遣軍渡邊猛部隊藤田廣部隊家城小隊



昭和十四年 卒業生氏名

法文學部法律學科

(二〇名)

大岡太夫 李趙西二西英原濱瀬井今石犬岩井飯尹伊岩  
 先野田谷 野森内 田野本筒倉 橋飼田田尾 上藤崎  
 炙淳 宽義 宽正政 次重太勘次 剛玉正次  
 一清幸 敏寬 宽貞正政 次重太勘次 剛玉正次  
 成市一雅 榛夏 賀保恰 夫郎道郎炳寅 一光郎  
 兵同同大同朝大兵高香同大兵德同大鳥同大同朝兵同大  
 庫 鮮庫知川山 鮮庫島 鮮庫阪 鮮庫阪

長長中角津谷平高田高高田世四櫛川金河川兼若小奥大太麻大奥小  
 濱谷野木村日烏見中見田中口瀬井川端田合根吉林野谷野笠横江野  
 玄峯宗睦行壽龍頤定義義直芳典守博平昭欣福正  
 亮男弘修豊生廣雄進之稔郎賢雄規臣茂夫次夫晃茂吉昌一  
 同大和香和熊鹿同大兵大香同大北同大兵東兵滋大富德同  
 歌歌兒海阪山川山本島阪庫阪川阪道阪山阪庫京庫阪山島阪  
 姨

淺畔有秋爾江江小高小小藤古福福藤松増増安山山山倉栗國內畝中中中中中  
 利地田山宮日松道鹿林川川岡田島井本田田原本下川光本保田田村尾村井野原  
 義正来幸正正善源孝正冥外耕忠種熊寅重安五十耕光  
 之助之之之之  
 文真雄正男夫魚助翔進立一圓治造統夫清清德雄助彦勝峰吉勇修一  
 兵大同兵長大德高朝大島香廣石長奈大香奈大岡大高大鳥和廣同大兵  
 庫阪草野阪島知鮮阪根川島川野良阪山阪知阪取山島阪庫阪賀原山川

中瀧田吉川川李李堂橋林飯  
 野川淵田崎越浦本間  
 由正武茂雄相詢精將文  
 藏道久勝雄烈燐爾二典爾  
 三大岡奈兵熊同朝大京和歌  
 重阪山良庫本鮮阪都山山  
 (五名)

砂首菅瀬森森平平平久三油北橋北先紀佐坂  
 田藤理木石木野田木谷口高村山平木田  
 節德正茂正昌公秀峻重敏繁包國晴竹  
 雄勉光三雄治三武雄夫男雄護友吉幹彦雄  
 廣大同同大奈和岡大兵大兵大兵廣奈大東同大  
 庫阪島分阪良山山分阪庫阪庫島良阪京阪  
 (五名)

吉吉上渡岡戸二西濱橋岩今家石伊  
 川田村橋本上瓶岡崎本井守川崎  
 千縁信義利研一慎秀康純吉  
 代造郎義明之之力司郎春正無彦浩晴  
 大兵岡廣鳥熊福廣施同兵大岡高福  
 阪庫山島取本島島庫阪山知岡  
 (六名)

森木松本村尾正  
 (六名)

經商學部哲學專攻科

辻谷神小喜田澤喜代弘孝  
 喜多村眞島千喜代太郎文助宗大  
 重太郎光藏兵同同大  
 庫阪

(六名)

柴弓岸貴岸木木紀澤境麻青有衛梗延小松松安黒宇白上武村那中中谷竹丹多高高勞  
 田削木村木戸村乃田生山馬蘿木命林昆原田氏田井笠田須木西口田野尼島洲村  
 久金武一如正利彌輝健藤信菊尚典幹正不長兵  
 次美郎雄月男蒲薰耶績助清郡司博武稔治由一三敬正清雄義旭二  
 福兵鳥大兵三大鹿同大愛兵大東石大長大兵大和三岐大福香  
 岡庫取阪庫重阪島阪分知庫分京川阪崎阪庫阪山重阜阪岡川山重都  
 (六名)

橋 檜 高 高 田 吉 橫 甲 金 渡 脇 渡 大 大 戸 堀 堀 西 西 長 橋 池 池 飯 伊  
 谷 野 森 坂 江 道 芥 戶 過 本 邊 館 野 部 內 山 村 川 本 田 田 原  
 谷 重 辰 正 順 正 龜 邦 順 三 敏 明 芳 智 季 信 太 正 武 文 佐 正 友  
 弘 雄 茂 視 師 幸 夫 雄 鹿 夫 部 男 夫 喜 部 英 一 宏 部 廣 典 浩  
 (三 同 同 大 和 大 兵 大 大 兵 石 大 岐 大 奈 同 兵 同 大 京 大 愛 奈 岡  
 重 ) 阪 山 阪 庫 分 阪 分 庫 川 阪 阪 良 庫 阪 都 阪 媛 良 山

關 平 平 久  
 本 井 林 富  
 哲 武 正 英  
 郎 之 勇 樹 夫  
 (福 大 長 大  
 岡 媛 阪 野 阪

經濟學部商業學科

(五三名)

池 伊 賀 上 專門部第一部法律學科 平 清 下 清 水 北 清 票 天 荒 香 後 真 山 安 山 山 野 野 野 內 室 長 中 田 田 高  
 井 水 野 水 野 村 川 原 田 見 川 月 藤 柄 本 田 村 川 口 道 村 村 谷 島 村 中 中 木  
 文 陽 英 文 謙 賢 實 真 正 卯 芳 和 研 博 正 鶴 貞 猛 德 忠 敬 光 典 誠 善  
 平 太 郎 三 郎 三 郎 男 一 三 勇 助 久 弘 一 亮 治 代 登 夫 夫 烈 功 藏 逸 男  
 (山 同 大 京 岐 大 奈 同 兵 大 福 福 愛 同 大 同 兵 大 同 兵 大 鹿 兒 信 同 大  
 島 媛 ) 日 阪 都 阜 阪 良 島 庫 阪 井 岡 知 阪 庫 阪 庫 岡 阪 阪 阪

森 平 三 弓 金 姜 木 有 寺 小 福 藤 福 玄 松 久 楠 村 向 村 永 長 根 孫 田 高 高 金 渡 太 大 戸 星 西 鉢 橋  
 元 尾 宅 場 普 哲 村 馬 尾 松 田 田 仁 尾 野 潤 上 井 井 谷 崎 本 中 原 橋 澤 邊 田 月 咲 川 井 嶺 本  
 登 晴 浩 四 邦 政 耕 嘉 良 貞 文 蕊 大 正 滿 一 秀 定 宗 秀 博 清 大 清 定  
 喜 太 郎 一 郎 男 一 正 曉 洪 力 市 衛 男 雄 雄 夫 五 鉉 隆 瞳 敏 男 市 利 夫 三 弘 二 警 明  
 (周 男 根 珍 裕 一 郎 男 一 正 曉 洪 力 市 衛 男 雄 雄 夫 五 鉉 隆 瞳 敏 男 市 利 夫 三 弘 二 警 明  
 大 同 間 兵 同 朝 荔 香 同 大 石 岡 朝 兵 和 高 愛 同 大 兵 高 千 朝 大 島 大 同 兵 鳥 同 大 山 三 沖 兵  
 阪 山 庫 鮮 木 川 ) 阪 川 山 鮮 庫 山 知 媛 阪 庫 知 葉 鮮 阪 根 阪 庫 取 阪 形 重 繩 庫

井 專門部第一部經濟學科 末 山 山 熊 宗 中 中 高 田 高 河 片 河 柏 岡 奥 奥 朝 林 萩 今  
 上 廣 口 根 澤 內 村 村 田 山 塚 村 岡 田 野 部 平 田 長 崎 里  
 岩 恒 一 士 美 恭 一 久 信 正 善 啟 親 光 良 國 幸 達  
 猛 宮 城 昇 太 夫 夫 郡 成 廉 己 美 夫 夫 寛 一 郎 一 男 明 祐 雄 郎 雄  
 (一 五 五 名 ) 口 岡 根 知 口 岡 山 良 阪 岡 重 山 庫 阪 庫 知 都 阪

森 森 森 藤 岡 壽 壽 勝  
 (大 富 ) 口 岩 澤 內 村 村 田 山 塚 村 岡 田 野 部 平 田 長 崎 里  
 夫 直 義 (山 大 ) 口 岩 澤 內 村 村 田 山 塚 村 岡 田 野 部 平 田 長 崎 里  
 阪 山 口

岡 画 奥 岡 利 于 保 本 堀 西 西 濱 波 服 羽 春 坂 林 早 岩 今 井 石 井 石 飯 井 井 石 犬 石 乾 井 井 石  
 田 地 村 本 國 谷 崎 宮 內 川 森 坂 野 部 賀 山 東 助 本 井 田 黑 上 富 田 畑 上 田 伏 川 上 村 田  
 卓 一 重 清 良 初 真 一 正 正 福 靜 正 芳 良 二 芳 利 安 三 直 正 自 一 清 次 美 正 滋 直 達 俊  
 章 夫 雄 俊 信 吉 夫 操 二 行 雄 通 雄 廣 典 一 男 郎 一 敏 雄 二 男 治 雄 登 雄 郎 滋 治 美 夫 三 隆 雄  
 (同 同 愛 大 香 大 岡 愛 熊 廣 大 熊 大 愛 廣 同 兵 同 大 山 山 和 福 岡 同 兵 同 廣 同 ) 間 兵 同 大 奈  
 媛 阪 川 阪 山 媳 本 島 阪 本 島 知 島 庫 阪 口 形 山 岡 山 庫 島 阪 良

南 都 塚 迹 繼 土 立 田 田 高 田 太 武 高 民 武 高 橫 吉 来 吉 川 川 鄭 龜 金 著 渡 奥 小 大 小 小 大  
 里 志 原 田 花 中 坂 橋 賀 良 田 畑 谷 本 島 山 岡 富 川 端 田 千 園 邊 西 野 原 道 笹 原 會 方  
 賢 德 誠 忠 正 久 忠 正 鐵 豊 松 孝 寛 謙 賛 茂 弘 與 雄 逸 正 堅 貞 忠 規 伊 滿 清 亮 爲 敬  
 吾 郎 一 勝 明 夫 次 人 鹿 隆 悟 美 謙 平 三 二 郎 樹 二 婦 夫 吉 郎 厚 英 郎 榮 夫 一 幸 衛 一 士 三 成 藏  
 兵 德 京 大 同 香 島 同 愛 楠 廣 大 東 岡 同 同 大 廣 同 同 大 和 愛 朝 東 熊 鮫 同 兵 同 廣 大 廣  
 庫 島 都 阪 川 根 媳 木 島 分 京 山 阪 島 阪 山 媳 鮮 京 本 阜 庫 知 良 分 根 庫 阪 島

久平東日申下清鹽嶋清三宮御目貴金北阪佐澤佐雀澤坂佐佐坂熱安有安尼淺小近小  
恒山野吉享山水田村水字井前川志鑑野武田竹部田本藤木部田藤岡部子野森藤島  
典齋清朝生吉文岩清凡義芳照和大富彌龍元正賢永貞彰武政祐平吉四郎衛石  
盛男美馬湜雅陽彦楠行夫禮夫男司修寬雄文治保貞一夫敏彦武三久雄治  
長同大山朝岡福香和長岡同和朝滋同大岩熊同(京)堺香山愛(和)兵(福)茨大岐福  
崎阪口鮮山岡川崎山歌山歌山鮮賀阪本都玉川口媛庫岡城阪阜井川

專門部第二部法律學科

菅 鈴 杉 杉 瀬 關 森 森 森 兵  
沼 木 村 浦 戶 谷 島 川 頭  
孝 睛 敏 正 広 正 邦  
行 登 雄 史 夫 宣 次 一 生 勇 (愛)  
大 同 兵 同 愛 同 次 兵 三 (兵)  
分 庫 知 媚 庫 重 媚

高田高高棚瀧横吉横米吉韓香川鴨片金勝柏茅櫛金川桂脇和渡渡大小小小小岡小橋中橋見野井山澤田田田月合井岡子本木原本丸又田田邊邊谷野野川河川本高日正秀弘誠檜輝善清朝博忠義卓大武好一一修教來光金治航武太安武出一三夫二幸一雄敏一郎基光雄秀三豐三(兵)夫(廣)男(博)次(大)夫(三)夫(和)同(廣)夫(和)同(廣)利正(神奈川)政(奈川)和歌(川)重(良山)

中中中辻都坪土辻造筒筑津坪次曾曾高谷田谷田種田武竹高竹高田大高高高田玉田  
根西村 志香屋 道井山川内田根和橋井中聞村井中田島橋内見中利野垣谷中木渊  
保行吉辰武孝富隆邦源義正吉利久多正眞松喜重清明耕源文武崇俊信芳  
雄弘己雄雄男昇義雄清一雄一愈秋典久一郎郎夫澄雄之健夫郎夫一郎助男雄雄義郎  
同同兵京滋同三岡大同廣奈兵香廣大香兵同同同同同同同同大岡兵高大同兵同山岡  
庫都賀重山阪島良庫川島坂川庫阪山庫知阪庫口山

山山山山桑錫栗楠桑野野上梅上内宇村村庫村長中名中中中中中中中奈中鳴中長  
 木木中日原田谷 田崎村田田本原海 治岡井上上田野取上村尾井野谷川良林 神川尾  
 泰貞木教勝正好隆由春廣龜繁喜正完 正悅正正孝禮太實三好悟正幸芳恒善 敏勝  
 佐 太一市春雄夫己夫義義一雄輝一清夫郎一雄道三傳三郎博郎喜市一雄郎烈男三  
 同天同岡同兵大同廣宮和高奈大兵廣鳥大廣同大鳥神山和鳥奈德同同同同大  
 阪山庫阪島崎山知良阪庫島取阪島阪取川梨山阜取良島阪  
 阪

後古深福藤藤藤吉毛正增松丸前松松松松前矢矢山山山山安山保山  
 谷座澤富原原原原原原原原原原原原原原原原原原原原原原原原原原原  
 田元田浦本本本本本本本本本本本本本本本本本本本本本本本本本本本  
 末成高大淳 勇嘉登俊重元昌清三龍虎意一市耕三榮正久保敏春正正譽末  
 夫夫芳吉美寛忠三則一郎人治雄司夫彰助市德武三松一肇郎夫郎己一明治信治逸吉  
 香大兵島岡兵大廣鹿岡靜兵同同同大廣高鹿奈同同同兵岡和廣同鳥同同同兵同同  
 兄兒兒兒兒兒兒兒兒兒兒兒兒兒兒兒兒兒兒兒兒兒兒兒兒兒兒兒兒兒  
 川阪庫根山庫阪島島山岡庫阪島知島良庫山島取庫山島取庫山島取庫山島

北坂酒坂齋澤齋佐齊坂酒先櫻坂赤青坪荒淺青淺手手寺江衣小高吉幸小高高小兒小  
 村上井本藤田藤野木 井川井坂木登瀬田木井島島下口奈林坂南田島基龍  
 治勇年博謙秋文福吉善辰茂巳久奈富計嘉穰誠義俊六貞春石光恒  
 吉郎雄士陽生行司勝壽雄長藏一造寬樹雄實雄一次助己治一光嚴郎雄明海春渥藏功一  
 大三兵大岡兵新德鳥三愛大兵廣岡鳥茨山德奈大愛福和熊大大鳥兵大鹿同朝滋和大  
 阪重庫阪山庫湯島取重媛阪庫島山取城口島良阪媛岡山本阪分取庫阪島鮮賀山阪

駿菅首勢瀨森森平肱平平平廣常日清瀨清白三水宮水水三御三溝許紀木  
 河沼藤川川岡谷 田黒田井石井陸吉水川水石木口野野谷島鹽原川 戸谷  
 應 瞳義清錦正益茂正良元靜賢重權茂修政正晴邦和勝準清幸只當一三正  
 清夫教郎一典三治也實藏男吉一哉文造男人祺雄男彦二示雄夫雄清翰郎己  
 和岡福同大兵長奈大鹿大福兵岡德兵同大京愛兵大大神兵大三鹿大朝同同  
 山山岡阪庫野良阪島阪庫山島庫阪都媛庫阪分川庫阪重島阪鮮

山山黑上梅上根根曾谷高高高武川和渡渡若大大大岡大千本西西秦萩萩伊出今稻石岩  
 澤日田岡田坂本箭根日瀬田木田原田邊邊林内村西本谷足田浦垣原野藤原井田堂本  
 篤三春坂貞利利鑽博孝秀 省一吉正壽正耕清彌成正耕三正良悅行  
 七實郎男夫一昇末治郎一吉見啓義浩三夫男正郎襄洋吉雄造治登郎七利次郎已造治烈雄  
 廣同同同大福大愛大熊同同兵大福山大大大兵同同大兵大熊兵朝熊大香大京大兵山  
 島阪島阪媛阪本庫阪井口阪分阪庫阪庫阪本庫鮮木阪川阪都阪庫口

猪岩稻石井石池  
 子見垣岡上木田  
 泰彌信榮年  
 二實郎雄造勤一  
 蛟福京大岡大兵  
 早岡都阪山阪庫

佳森諸新三水袖北坂淺天寺藤藤藤源松前增山山山山  
 岡田隈海村谷須井川井田野澤岡木岡太井田田木本田根  
 藤幸秀照五政三輝重龍喜界覺健忠昇平純精吉  
 次一夫郎雄郎郎雄治男郎富三行勇三雄三八一武一洋至  
 一和泰佐和福兵同同同大愛大鹿大同兵富兵大德大石島  
 歌山良賀山岡庫阪知阪島阪庫山庫阪島阪根

川香川兼鎌神和渡岡大荻尾岡大岡大奥岡大小温德富塔星西西西西林林橋服番春岩生  
小田河口松田武田邊本江野原本岡田前村田畠倉晶田田本見倉濱山谷 本部區名橋駒  
一英一 豊一浩 德 淳正一孝 良春久正正諫益幸輝大信光年 三重武龜武毅誠幸代

郎之郎豊久郎一王哉寛昇夫之男一剛吉義信雄吉之司己造夫一次郎延男重雄一郎  
岡大兵大徳岡大廣大富大島鳥山大兵大香大三山石同同大同兵岡佐大兵徳大岡和大  
山阪庫阪島山阪島阪根取口阪庫阪川阪重口川 阪 庫山賀阪庫島阪山山阪

中難中中中長中檣中津塙坪堤津辻田竹高巽棚田高田横四米横茅片笠加加川加勝賀間  
島田桐村 井追江原野田越山 田 中 内 島 倉 中 瀬 前 辻 田 津 山 原 山 谷 藤 藤 西 山 田  
政俊好新正克秀忠具光康準大元寬善芳次伊正末志厚貴毅正恭英直一九良真正  
徳雄保美次王人實二武次雄平男吉治真雄夫郎郎男治仁郎躬治一一平雄俊男豪一雄泰  
(鹿兒島)兵大奈兵大廣鳥廣愛大滋廣佐大奈同大佐奈兵同大石長愛島徳大山岡兵鹿石兵大福  
良庫阪島取島媛阪賀島賀良庫阪野媛根島阪口山庫島川庫阪同

松松増絆松楨安山山山山山山矢山山山安矢山野則内植上白字上村中  
田木崎納井口岡本口崎申口崎岡下坂中野田手内井田幡崎村末海村鳳田野霜上西  
剛琢清美一利史重岩伊安正守清重義徳忠孝寛英幸益 賢正輝壽岩三靖隆達  
繁也詞美弘義郎彦郎利夫作雄信也二男男雄男一三郎男勇郎辰夫雄男郎正兒雄順泉  
同同同同大岡福三富和石同同同大兵大福同同同大兵大奈同兵大鹿鳥和同同大  
歌 阪山井重山山川 阪庫阪岡 阪庫阪良 庫阪島取山 阪

北金貴北木木坂酒舖澤坂阿青青赤寺寺櫓小古小甲後小古藤福藤福福真増松前松松  
村 志山下谷内井 見原部木木堀西田 山賀中田藤西櫻田田井島水鍋井宮川井村  
泰一久 又純敏喜初三陽 一敏忠勝松猛清安 健由義作幸泰敏 康正一  
之八己雄香郎一夫勝次郎藏登清男英雄三男夫治雄務三郎行造則雄文甲昇雄博男郎  
奈朝和同兵大愛京兵熊大大愛兵徳同同大北福同同兵同大富熊和同大兵京同同同  
歌 良鮮山 庫阪媛都庫本阪分媛庫島 阪道岡 庫 阪 分 山 本 山 阪 庫 都

義門友本馬 杉杉鈴杉森森森盛守森森廣東日滋鹽柴篠芝峯南宮宮水溝  
元田金龍場 本木木木木永垣岡永木下兼向浦谷谷田田 元里川島上  
正修正文 道 正登俊信猶正照 定俊 泰秋辰良圭 義錄太政佛信  
繁文治隆彦 男茂勝郎威親英二熙治雄次弘郎敏夫雄造要次郎郎次吉男明  
大鹿兵愛大 同大東靜新奈三兵大福和奈東兵大長香同同大東三沖山岡  
兒阪島庫媛阪 阪京岡渴良重庫阪岡山良京庫阪崎川 阪京重繩梨山阪

菅關望平鳴柴三二丸松松前辻田田加大岡梁富邊井井  
野月野田宅川本下本野口倉根谷本井鳴上  
一明石忠由日利桐正政正義清英養直祥義敏  
忍郎憲雄正徳夫和夫已治嘴滿治雄三孝正河夫燦男雄  
京長廣兵和大鹿大廣靜同兵同同大和同大朝兵朝靜兵  
歌都野島庫山阪島庫 庫 阪山 阪鮮庫鮮岡庫

鈴溝北北澤澤荒村  
木田浦村田井上  
則雅 雅精幸  
一尙弘學操好一三  
(愛長同大愛大兵岐  
知崎 阪媛阪庫阜

# 校友各位に

校友會々則改正第二年の本春、新に一千餘名の卒業會員を迎へ  
興亞新秩序建設に參加して八絃一字の聖業に翼賛する全會員が

校友會を紐帶として團結する鞏固なる校友會實現に積極的なる御  
協力を惜まれんことを願ひ致します。

尙昭和十四年度校友會費（金參圓）は手數と無駄な經費を省く  
ため最も確實安全な振替郵便を御利用下さい。

昭和十四年四月

## 關西大學校友會

振替大阪五五五九四番

### 校友會會則

第一章 総 則

第一條 本會ハ關西大學校友會ト稱ス

第二條 本會ハ會員相互ノ交誼ヲ厚ケン會員

ト關西大學トノ關係ヲ密ニシテ關西大學ノ隆

盛ヲ計ルヲ以て目的的トス

第三條 本會ハ其目的ヲ達スル爲左ノ事務ヲ

行フ

一、學報ノ配付

二、會員名簿ノ發行

三、本會ノ目的ヲ達スルニ必要ナル事項

本會ハ本部ヲ關西大學本部内三置キ  
支部ヲ必要ノ地ニ設置ス

スルコトヲ得

### 第二章 會 員

第五條 左ノ資格ヲ有スル者ヲ會員トス

一、關西大學、元關西大學學科卒業者

二、關西大學役員及教職員

三、推薦校友

四、附屬關西甲種商業及第二商業學校職員

五、關西大學元役員及教職員ニシテ評議員

六、會員ハ其目的ヲ達スル者

第七條 會員ハ其目的ヲ達スル者ハ關後ノ會

但シ一時ニ五拾圓納入シタル者ハ關後ノ會

費ヲ徵セス

第十九條 鶴金ノ決算ハ出席會員ノ過半數ヲ以

第一條 會長ハ會務ヲ統轄し總會於テ會長  
トナリ

副會長ハ會長ヲ補佐し會長事故アルトキハ  
議員中ヨリ互選ニテ之ヲ定ム其任期ハ二ヶ  
年トス

第十五條 會長ハ會務ヲ統轄し總會於テ會長  
トナリ

副會長ハ會長ヲ補佐し會長事故アルトキハ  
議員ハ五選ヲ以テ三名ノ常任幹事ヲ置ク  
之ヲ代理ス

第十六條 評議員ハ會務ヲ處理ス

常議員ハ左ノ會務ヲ審議ス

二、常議員選舉ニ關スル事項

三、會則第五條第五項ノ會員推舉ニ關スル

事項

第十七條 定時總會ハ毎年一回大阪ニ於テ之ヲ  
行フ

第十八條 左ノ事項ハ之ヲ定時總會ニ提出シ其  
承認ヲ受タル者モノトス

一、前年度校務支拂算

二、財產目錄

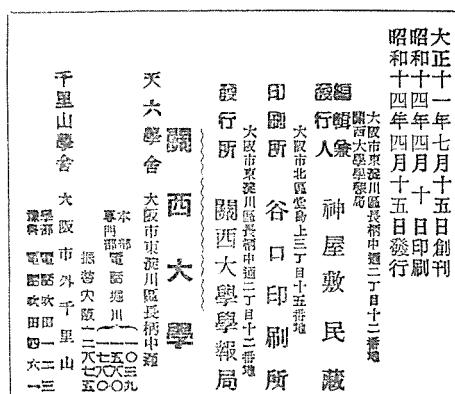
第廿一年七月十五日創刊  
昭和十四年四月十五日印刷  
第廿六年四月一日ヨリ之  
ヲ實施ス（昭和十三年二月十四日改正）

第廿五年六月三十日十二號  
意及總金出處者三分ノ二以上ノ同意アルニ  
非サレハ之ヲ變更スルコト得ズ

第廿四年四月十五日發行  
大正十一年七月十五日創刊  
昭和十四年四月十五日印刷  
第廿六年四月一日ヨリ之  
ヲ實施ス（昭和十三年二月十四日改正）

第廿六年四月一日ヨリ之  
ヲ實施ス（昭和十三年二月十四日改正）

第廿四年四月十五日發行  
大正十一年七月十五日創刊  
昭和十四年四月十五日印刷  
第廿六年四月一日ヨリ之  
ヲ實施ス（昭和十三年二月十四日改正）



# 最新刊

大阪商大教授  
經濟學博士

堀 經 夫 著



菊判上製  
三〇〇頁  
定價貳圓五拾錢  
送料拾四錢

本書は所謂差益地代説の成立を歴史的に詳説した我が國最初の文献である。斯説を論ずるに當つてかのリカアドウを忘れ得ないことは言ふまでもないが、本書には彼の學説を中心として其の前後の諸説をそれに係らしめつゝ縦横に論述してある。差益地代説に關する限り英米獨の著名なる學者にして本書中に検討されざるはなく、讀者は一目にして關係學者の所説の本體を衝き得ると共に地代に關する差益理論の本質を自ら會得し得るであらう

(内容大綱)第一章リカアドウ以前の地代論、第二章リカアドウと同時代の地代論、第三章マルサスとリカアドウとの地代論争、第四章リカアドウの地代論の要點、第五章リカアドウの地代論の繼受及び擴充、第六章リカアドウの地代論の批判

## 編 第五

### 經濟特殊研究叢書

第經濟特殊研究叢書編	經濟特殊研究叢書編						
堀正井敬次著	堀江保藏著	日本資本主義の成立	帝國主義下の印度	金融論研究	人口理論と國際貿易	南亮三郎著	第經濟特殊研究叢書編
定價貳圓五拾錢							
送料廿圓五 貳拾錢							

道新田梅區北阪大  
番二七九一三阪大替振  
番三二五五六七一五} 北話電

院書同大

前學大央中臺河駿京東  
番八三二一八京東替振  
番八二二二田神話電

# 高等・専門・大學生諸士の書店としての

當販賣部東店は、常に店内の充實をはかり、あらゆる専門書を取揃へ、皆様の御來店をお待ちしてゐます  
何卒書籍に關する御用は弊堂を御利用下さいませ



## ●主要販賣圖書

文學・社會	宗教・哲學	機械・產業	商業・工業	法律・經濟
-------	-------	-------	-------	-------

市電二心齋橋下車北へ三軒目東西兩店  
番七〇〇一場船一話電番七〇四五・番七〇八二

大阪市東清水町九二丁目大區東清水町九二丁目大區